道路の位置の指定 (建築指導課).....

公有水面の埋立ての免許 (港湾課)....... 道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 道路の区域の変更 (道路整備課).....

契約の締結 (医務保険課)....

六 五

九八

Щ

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) .......

土地改良区役員の届出 (農村整備課)..... 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課) 報

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課).....

土地改良事業計画変更の同意 (農村整備課)......

Ξ

五四四

(環境政策課) .......

Ξ

特定施設に関する事項

種類、

構造及び使用時間間隔等

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

目

平成 20 年 10月28日 (火曜日)

縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

山口県知事

=

井

関

成

## 山口県告示第五百五号

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月二十八日から同年十一月十七日ま づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

での間、

山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の

氏名又は名称

東洋紡績株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

工場又は事業場の名称及び所在地

所

大阪市北区堂島浜二丁目二番八号

名称

東洋紡績株式会社岩国事業所

所在地

岩国市灘町

一番一号

第二十一	備考「一	_ _ _ イ	<b>種</b> 類	
号の化学繊	「       一 イ」とは、水	九二	能 / 時力	構
造業の用に	質汚濁	— —平 一成 —○ 八	年予工 月 月 日定手	
鮭製造業の用に供する湿式紡糸施設をいう。	防止法施行令 (昭	一平 二成 三〇、	年予工 月 完成 日定成	造
糸施設をいる	:和四十六年政令第百八十:	平 成二 、二 一、	年予使用開日	
ゔ	政令第百八	連続	間使 用 時 隔間	使
	十八号)	二四時間	時り一 の日 使当 間用た	用の・
	別表第一	一変動なし	動季の筋の概要	方法

四

五

五

福栄地区 施行地区

農道の整備 事業の種類

平成二〇

九 月

同 意

年

日 五

山口県知事

井

関

## 山口県告示第五百六号

No. 1

排

水

П

六・七

七 六 <u>三≀五</u>

三・六

五〇

四

\_ 五

検出せず

— · 匹

三・七

〇 五

〇 六

一五五、八七八

1011, 100

 $\Box$ 

七

七 : 四 <sup>↑</sup> : 六

六・五

"

五

″

〇 : 六

O・七

○ <u>=</u>

○ <u>±</u>

二一、五〇〇

<u>三</u>

五九〇

道路の区域

路

線

名

三七六号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、土地

平成二十年十月二十八日

山口県知事

=

井

関

成

認 可 年 月 日

Ó 一六

平成二〇、

道路の種類

県道

防府環状線

成 道路の区域 線 名

	山口市徳地堀字奥開作−七四○の−	区間
新	旧	旧新別
最狭 二一八・五	最灰ニニ・六	(メートル)敷地の幅員
- 六 二	- 六 : _	(メートル) 長
		備
		考

地先まで 一地先まで 一地先まで 一地先まで の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方	のの一地先から ○の一地先から 時市大字台道字森ノ下四八三三の一地先から がまで	先市地府で	のの一地先から のの一地先から 時では で で で で で で で の で の で の の の の の の の の	がよこで かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はれる かんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしょく はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしゃ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	区間
亲	fī		旧		旧新別
最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	
四一七:	七一 三二 五六	四一 七二 〇三	七一 三二 ・ ・ 五六	六一 五一 ・・ 〇〇	(メートル)地の幅員
	四	=	四	五 石	→ ZīĒ
四七・〇二、二六八・五	三六八・〇	四七・〇二、二六八・五	七三・五四、三六八・〇	六五・〇五、三九五・七	(メートル) 長
(重用) 県道宇部防府線	る。	(重用) 県道宇部防府線	,		備考

一般国道

山口県知事

=

井

関

成

道路の区域

路 道路の種類 線 名 県道 獺越下松線

1 5 5 5	も市ま	越字蔵目	区間
<b></b>	斩	田	旧新別
最広	最狭	最最広狭	(メ・サール)
	五 〇	八四 · · · 七九	(ートル)
7 1	<b>ւ</b> եւ եւ	一〇七・五	(メートル) 長
完了による。	道路改良工事		備
	ゕ		考

#### 山口県告示第五百九号

路の供用を開始する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年十月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十年十月二十八日

山口県知事 = 井 関

成

獺越下松線 道 路 線 名 同市周東町獺越(同字一九七五の二地先まで岩国市周東町獺越字蔵目喜一九六七の二地先から 供 用 開 始 ത X 間 十九日 平成二十年十月 供用開始の期日

## 山口県告示第五百十号

り公有水面の埋立てを免許した。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成二十年十月二十八日

山口県知事

\_

井

関

成

埋立区域

(--)

位 置

大島郡周防大島町大字和田字吉竹一○四二の二地先公有水面

埋立てに関する工事の施行区域 位置

大島郡周防大島町大字和田字吉竹一〇四二の二地内並びに同字一〇四二の二及び

同大字字ちノ泊七一六に沿接する水路に沿接する堤地先公有水面

①の地点 線に囲まれた区域 基準点から一六九度二一分四二秒一、一六九・八八メートルの地点

次の①の地点から⑧の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ

③の地点 ②の地点 ②の地点から二五度二六分三七秒一二二・四九メートルの地点 ①の地点から二九九度二一分〇四秒四二・九六メートルの地点

④の地点 ③の地点からーーー度二四分三七秒四七・一九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点 ⑤の地点から二○六度四四分○九秒一○・三四メートルの地点 ④の地点から二〇五度二六分一八秒七〇・五一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点 ⑦の地点から二一〇度〇六分二八秒一〇・〇九メートルの地点 ⑥の地点から二〇八度三四分五四秒二〇・一二メートルの地点

面積

L. +三・二七メートル) に囲まれた区域 け指令港湾第三四四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 ( D : 和田C防波堤との境界線及び1の地点と8の地点を結ぶ昭和五十五年八月十九日付 十九年秋分の満潮位 ( D. L. + 三・〇九メートル ) における公有水面と和田漁港 次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線、7の地点と8の地点を結ぶ平成

1の地点 分二八・三七一秒東経一三二度二四分〇八・五六二秒)(以下「基準点」 大島郡周防大島町大字和田字ずしの尉子鼻四等三角点 ( 北緯三三度五六

5の地点 4の地点 3の地点 2の地点 という。) から一六七度三二分五七秒一、一二四・五八メートルの地点 3の地点から | 一五度二六分三七秒 | ・二〇メートルの地点 2の地点から二五度二六分三七秒二〇・四〇メートルの地点 4の地点から二五度二六分三七秒七・二〇メートルの地点 1の地点から二九五度二六分三七秒一四・五九メートルの地点

 $(\Xi)$ 面積

8の地点 7の地点 6の地点

7の地点から — 一度三八分五九秒 一四・七六メートルの地点 6の地点から二五度二六分三七秒三三・九五メートルの地点 5の地点から二九五度二六分三七秒一・二〇メートルの地点

九〇二・七一平方メートル

四

П 県

地

名

及

び

番

地

幅

(メートル)

延

(メートル)

(平方メートル)る土地の面積 る土地の面積

七九・〇

四五五・四三

報

(定期)

第 2003 号

Ξ 四

埋立地の用途

五、八二八・五二平方メートル

漁港施設用地

免許を受けた者 大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

周防大島町 周防大島町長 中本 富夫

免許の年月日

五

平成二十年十月十七日

# 山口県告示第五百十一号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 = 井

関 成

長門市東深川字播磨坊ニニーーのニ 四・五~六・〇



#### (四一一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年十月二十八日

山口県知事

\_

井

関

成

六

落札金額

事務を担当する出先機関の名称及び所在地 山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

兀

平成二十年九月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

七 四千七百五十六万五千円

Ξ 落札に係る物品の名称及び数量 契約の相手方を決定した手続 人工心肺装置 一式

一般競争入札

落札者を決定した日

兀

平成二十年九月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 カナヤ医科器械株式会社 宇部市小松原町二丁目一番一号

六 落札金額

入札公告日

四千十一万円

七

平成二十年八月十九日

契約担当者

山口県立総合医療センター院長

中安

清

その他

調達方法

購入

 $(\Xi)$ 落札方式

最低価格

事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県立総合医療センター
防府市大字大崎七七番地

契約の相手方を決定した手続 内視鏡診断治療システム 一式

落札に係る物品の名称及び数量

一般競争入札

Ξ

落札者を決定した日

成和産業株式会社 広島市西区商工センター 一丁目二番一九号

大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ光店

光市大字浅江一七五六の一

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテー ル株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

村井 正平

代表者の氏名

変更に係る事項の概要

名者の代表者の氏大規模小売店舗に	変更に係る事項
松月堂製パン株式会社	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
井上	変
薫	更
	前
井上	変
守	更
	後

届出年月日

平成二十年十月一日

変更年月日

平成十五年五月二十六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャ スコ光店

光市大字浅江一七五六の一

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテー ル株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

> 村井 正平 代表者の氏名

変更に係る事項の概要

う者の住所 おいて小売業を行	変更に係る事項
株式会社三城	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
室東町京二都	変
丁中央区日	更
当 二本 号橋	前
丁東 目京 七都	変
七番一七号	更
号銀 座	後

届出年月日

平成二十年十月一日

	平成201	年10月	]28日	火曜日		Щ			県	ļ	報		()	定期	)		第	200	3 =	<u>1</u>	
四		1 _	_ = _	=		_		五	四			_	Ξ	1	_	-		_			五
届出年月日	名の代表者の氏制を持つの代表者の氏制を持ちれて小売業を行制を持つの代表者の氏制を持ちませた。	変更に係る事項(業を行う者の氏名又は名称)を関係していた。	変更に係る事項の概要  で東に係る事項の概要  「一一」   「一一   「一一」   「一	並	所在地 光市大字浅江一七五六の一名 称 ジャスコ光店	大規模小売店舗の名称及び所在地	平成十六年十月十八日	変更年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成二十年十月一日届出年月日	名の代表者の氏が元会を含めます。	K400K+7	変 更 に 係 る 事 項 業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売	変更に係る事項の概要	ンリテール株式会社 千葉	名の名称及び住所並びに代表者の氏名を	第14年) 光市大字浅江一七五六の一	名 称 ジャスコ光店	大規模小売店舗の名称及び所在地		平成十六年五月十七日	変更年月日
	押田 昇 一	変更前	目五番一号	所						由		変更前		] 目五番一号	所						
	北野	変	·							指田田		变									
	清	更後	村井正平	表						<b>李</b>		更後		村井正平	代表者の氏名						
		変更に係る事項	史に係	の	新生地 光記 大規模小売店舗		平成十八年四月一日	5 変更再月日 平成二十年十月一日	四届出年月日	う者の住所 おいて小売業を行 でい売店舗に	変更に係る事項	三変更に係る事項	イオンリテ	名:	二 届出者の名称な 光		一 大規模小売店舗		平成十七年九月一日	五 変更年月日	平成二十年十月一日
	イオン株式会社	業を行う者の氏名又は名称   大規模小売店舗において小売	要社	称は、住名称及び住所並びに代表者の氏名	光市大字戋エー七五六の一ジャスコ光店		日	日			業を行う者の氏名又は名称、大規模小売店舗において小売	る事項の概要	ール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号	称	名称及び住所並びに代表者の氏名光市大字浅江一七五六の一	ジャスコ光店	売店舗の名称及び所在地		日日		20日
	イオン株式会社	变更前	丁目五番一号	所						四丁目二番五〇号大阪市住吉区山之内	変更前		丁目五番一号	所							
t		変更後	村井正平	代表者の氏名						丁目——五 大阪府八尾市老原九	変更後		村井正平	代表者の氏名							

平成	ጀ <i>20</i> 1	年10	月28	3日	火曜	習日			Щ		П			県		報	(	定期	)	第	9 200	3 号	
£	されて小売業を行	大規模小売店舗に						おいて小売業を行	大規模小売店舗に									称るの氏名又は名	おいて小売業を行 大規模小売店舗に				
株式会社バッケンモー ツアル	株式会社ハニーズ		スナップス販売株式会社	イオンリテール株式会社	株式会社大創産業	F	株式会社バッケンモーツアル	株式会社ハニーズ		スナップス販売株式会社	イオンリテール株式会社	杉田名名才倉産等	末代会士大則至美	株式会社バッケンモー ツアル	株式会社ハニーズ	スナップス販売株式会社	イオンリテール株式会社	株式会社エステール	ジャスフォート株式会社	株式会社ウチムラ	株式会社光月堂	株式会社タカラブネ	株式会社たけうち
																		株式会社エステール	会社ジャスフォート株式	株式会社ウチムラ	株式会社光月堂	株式会社タカラブネ	株式会社たけうち
田上友康	江尻 義久	J J	成岡富士夫	村井 正平	四号中丁目四番一			町走熊二七の一幅島県いれき市鹿島	間 ランモーフ 日本 フェース ロープ モープ モー	番ー六号高知市本町四丁目一	丁目五番一号 千葉市美浜区中瀬 <i>一</i>	杉田会名才倉産等	朱代会土大钊至美	モーツアルト株式会社バッケン	株式会社ハニーズ	会社会社販売株式	会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
11 11	"	防府市牟礼土地改良区	土地改良区の名称	二 退任した役員	"	"	"	"	"	11 1.	, ,,	"	防府市牟礼土地改良区	土地改良区の名称	就任した役員	平成二十年十月二十八日	改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。	土地改良法(昭和二十	(四一三)土地改良区の役員の氏名及び住所の届出	平成二十年八月二十一日	五 変更年月日 平成二十年十月一日	四 届出年月日	株式
11 11		理事	監理 事事 の 別		"	"	監事	"	"	<i>II</i> I	<i>ı                                    </i>	"	理事	監理 事事 の 別		) E	員の氏名及び	四年法律第百	役員の氏名及	日			株式会社大創産業
安藤村山		田中	氏		清水	中川	石川			安日村中		安村	幾度	氏			住所の	九十五月	び 住 听				
— 夫 正		敏靖	名		義 正	哲夫	昭	貢 <i>'</i>	新 作 i	每 晋 靖	X 青 正	光 雄	昭勲	名			届出が	亏)第一	出				
" 牟礼今宿一丁目一" 大字江泊二二五八		防府市牟礼柳一〇番五号	住		" 大字牟礼一三五六	" 岸津二丁目一四番四〇号	// // 二 	"大字牟礼四八八		"  酢貝一九番一号		"国衙四丁目八番一〇号	防府市大字牟礼四五五九の二四	住		山口県知事	ありました。	(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、『コー』(11)(1)))(1))					
牟礼今宿一丁目一四番一号大字江泊二二五八	(番一〇号	五号	所		五六	四番四〇号	二四七六	<b>介</b>	二号	号置	五八	八番一〇号	<b>岩九の二四</b>	所		井 関 成		/ 定により、土地					野 博丈

平成二十年十月二十八日発行平成二十年十月二十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県原

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)